２　測定等

⑴　周波数変動幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる周波数変動幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　略］	［略］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
⑶　漏えい電波の電力束密度	［略］
⑷　安全性	［略］

３　その他

その他の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

［第２　略］

２　測定等

⑴　占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　同左］	［同左］
⑶　電源端子における妨害波電圧	電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離した位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。
⑷　不要発射による磁界強度	直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから３メートルの距離における最大値を測定する。 ループアンテナの下端の地上高は１メートルとする。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。
⑸　不要発射による電界強度	空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから10メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、３メートルの距離において測定することができる。 1,000MHzを超える周波数範囲においては３メートルの距離における最大値を測定する。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を１MHz以上に設定する。
⑹　電界強度の重み付け測定	測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。 尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引５回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。
⑺　［同左］	［同左］
⑻　［同左］	［同左］

［新設］

［第２　同左］